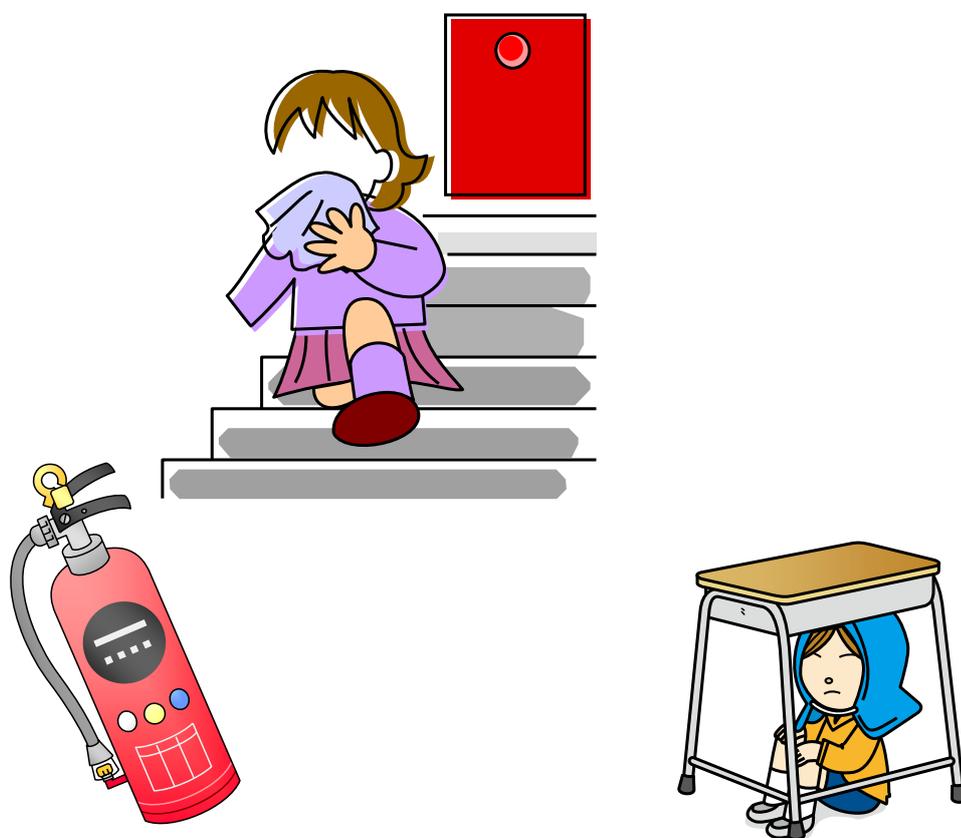


危機管理マニュアル



令和5年度

周南市立櫛浜小学校
危機管理の基本

1 危機管理の5原則

- ① 速報は簡潔に
- ② 指揮系統は、校長を中心に一本化
- ③ 外部機関対応は、校長を中心に一本化
- ④ 保護者対応は、誠意を持って
- ⑤ 問題行動および危険の予知を確実に

2 学校における危機管理

(1) 学校における特に注意すべき事件や事故

① 児童の学校事故

いじめ 窃盗万引き 危険な遊び 性被害 家出 放火 その他

② 児童の災害事故

不審者侵入 交通事故 けが 伝染病 食中毒 インフルエンザ その他

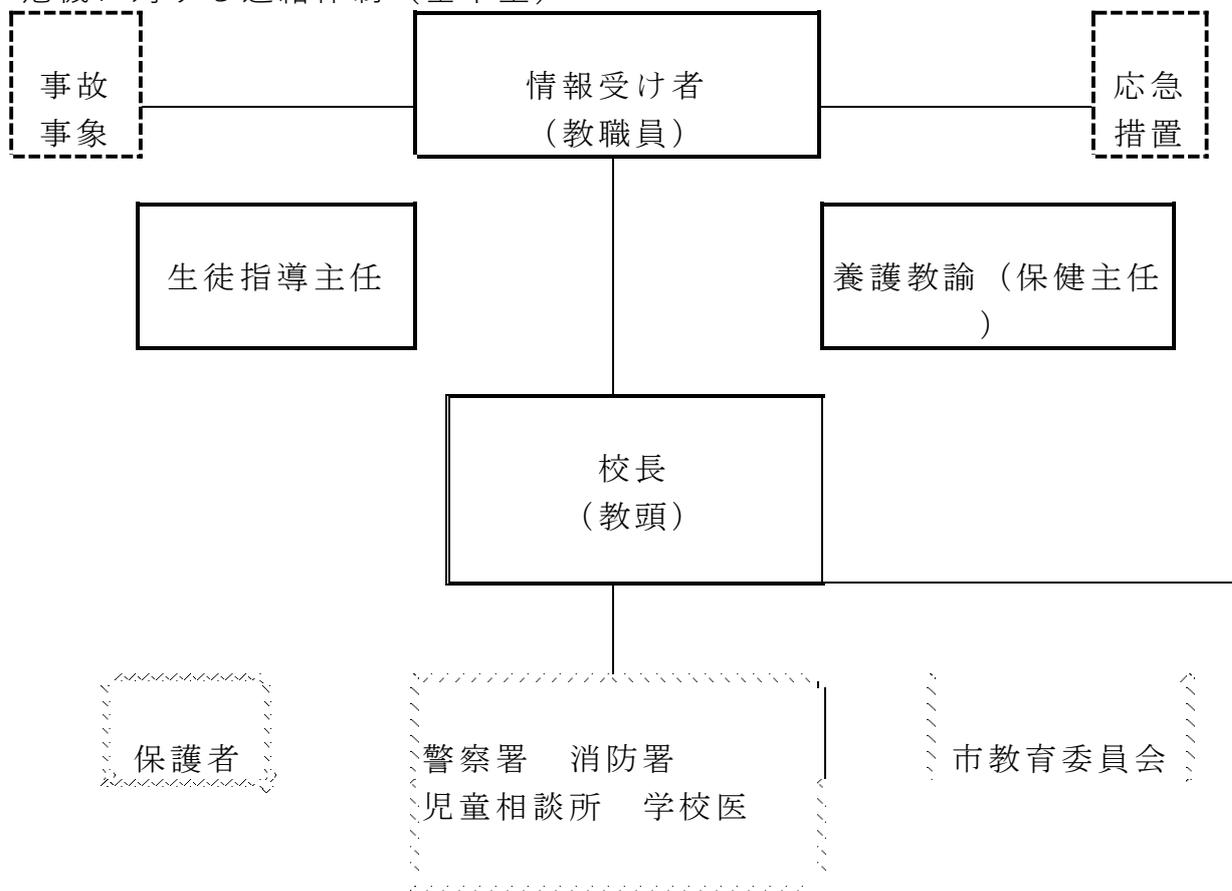
③ 教職員のトラブル

交通事故 不祥事 学級崩壊 保護者の苦情 えせ同和行為 その他

(2) 火災 地震 風水害 新たな危機事象

(3) 懲戒・体罰

3 危機に対する連絡体制 (基本型)



危機管理対応マニュアル（万引きの発生を想定して）

1 状況把握の要点

- いつ（災害日時） 月 日 時 分
- 誰が（被害者） 年 組 （男 女）氏名
- どこで（店舗名）
- 何をした（ようす）
- 警察への通報の有無
- 店の対応と判断（児童に対して 保護者に対して 警察に対して）

2 対応の留意点

- （1）他の児童、保護者に絶対に漏れることがないように配慮する。
- （2）店への謝罪は、誠意を持って行うよう保護者に助言する。
- （3）社会的な立場であるため、児童を立ち合わせ、謝罪させる。
- （4）該当の児童には、カウンセリングマインドを持ってケアする。

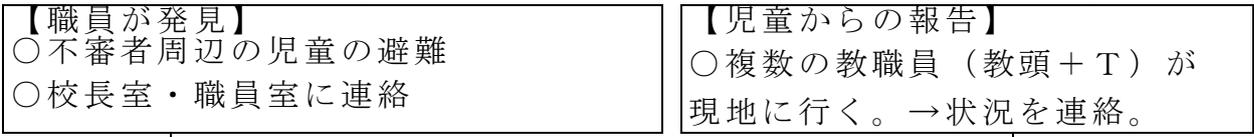
3 校内での対応

- （1）報告・連絡・相談を受けたら、適切な指導や方策を講じる。【管理職】
- （2）今後の防止のために、学年主任や生徒指導主任と相談しながら、児童の指導に当たる。【学級担任】
- （3）担任への援助や学年での対応を考える。【学年主任】
- （4）学校代表として店の管理者に対して誠意ある謝罪とともに、詳しい情報収集と今後の対応策について店の管理者と協議する。学級担任を交え、今回の対応策と事前の防止策を提示し、指導の共通理解を図る。
【生徒指導主任】
- （5）児童に対し機会をとらえて事故防止の指導・助言を行う。【他の職員】

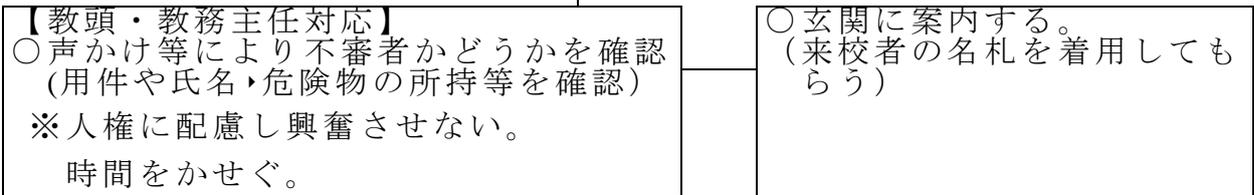
危機管理対応マニュアル（不審者の校内侵入を想定して）

【不審者が校内に侵入したときの対応】

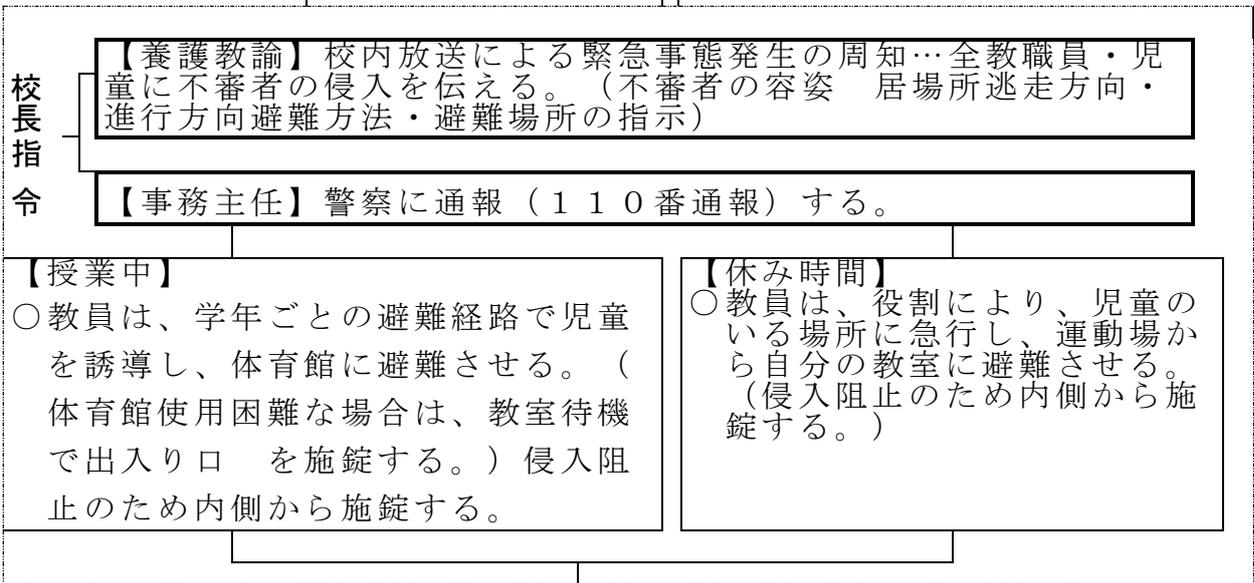
1 不審者の発見 [通報方法：インターフォン 職員を介して 携帯電話]



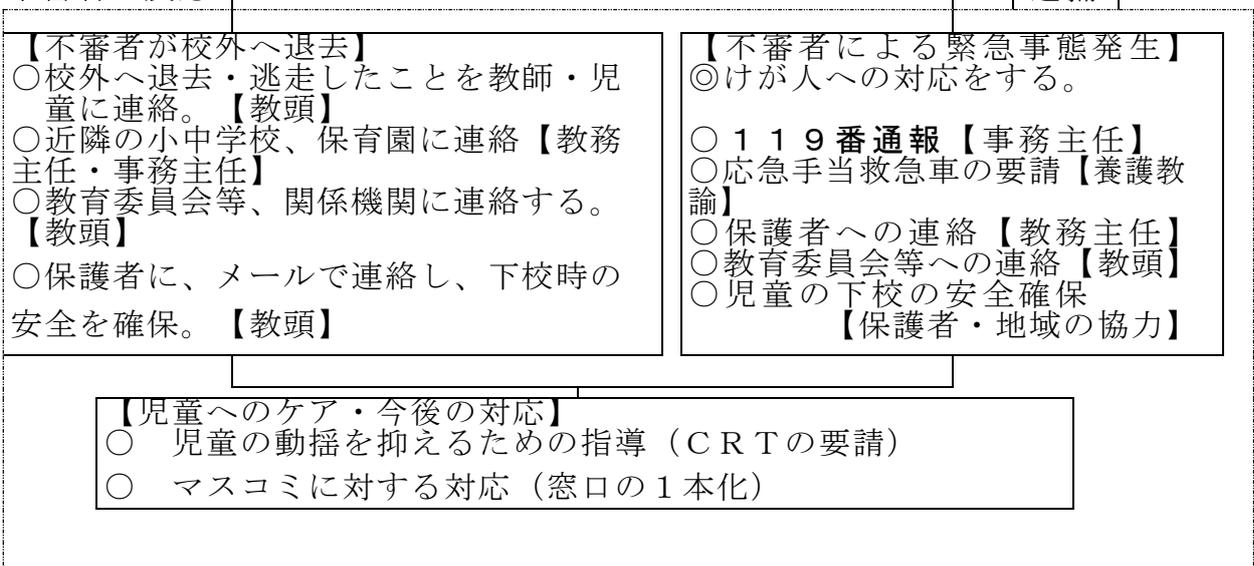
2 不審者の認識



3 不審者への対応 不審者の確定



4 不審者の反応



初期対応（不審者の発見 不審者の認識）

(1) 学校関係者以外の人を校地内で見かけた場合

- 積極的に声をかけて、用件を聞く。
- 一見して、精神異常者、泥酔者、刃物・不審な袋等を所持している者であれば直ちに不審者として認識し、対応する。身に危害を及ぼされると判断したときには、即 1 1 0 番通報する。

(2) 校舎内に侵入、または侵入しようとした場合

- 保護者風の者…児童の学年・氏名および用件を尋ねる。
- 業者風の者……用件を尋ね、来校者の名札を着用してもらう。

不審な言動があった場合：まず、退去を求める。退去しない場合は、玄関前に止めおき、冷静に対応する。

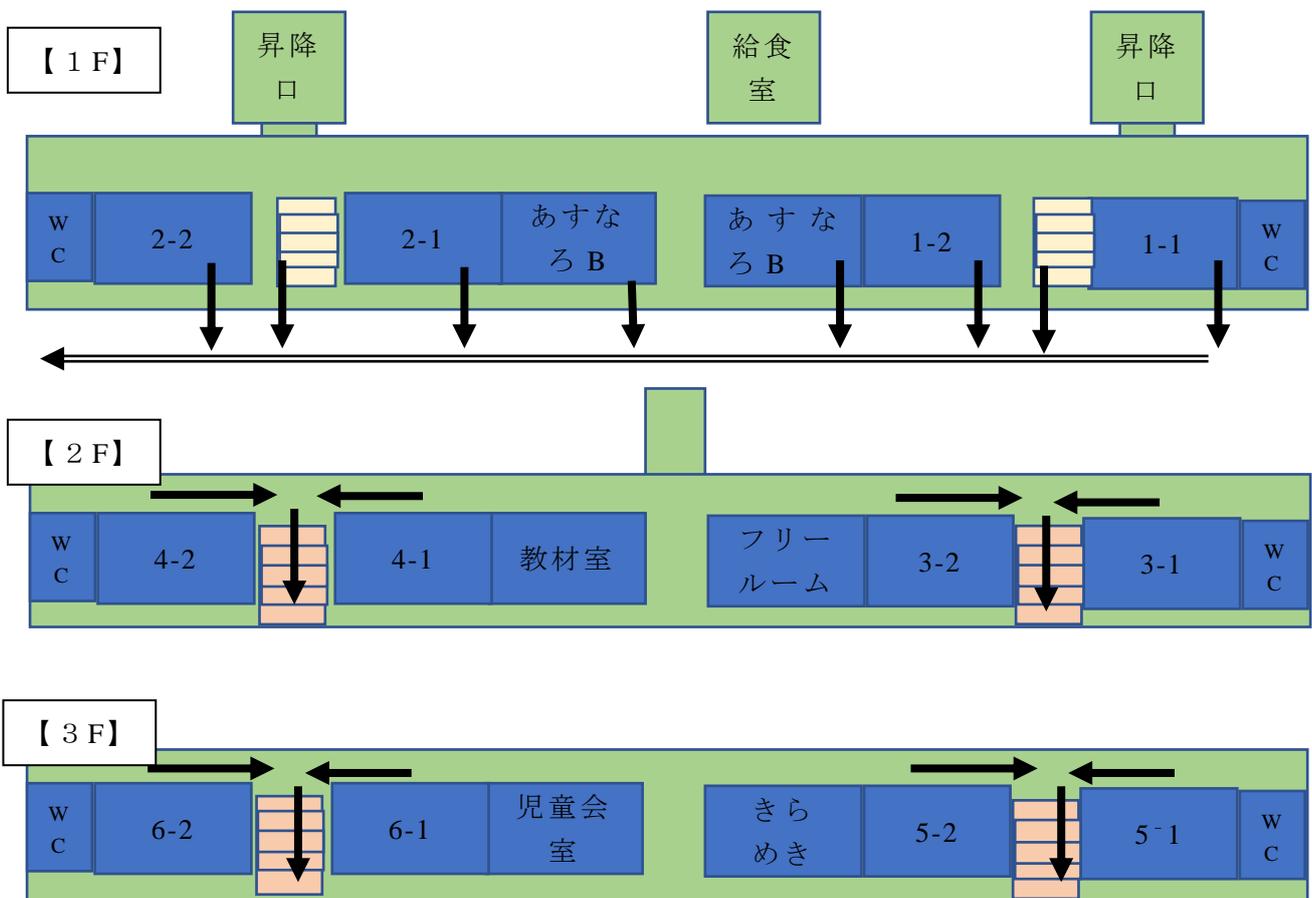
II 緊急事態発生時の対応 1

(1) 不審者としての確定した場合

A 玄関・廊下の場合

- 緊急事態発生を校長に知らせる。【事務主任】
- 声かけ等により不審者か確認し事務室に隔離する。【教頭・教務主任】
- 校長指令および避難指令【養護教諭】同時に 1 1 0 番通報【事務主任】
- 避難および侵入阻止の施錠【女性教員】
- さすまた等による身柄確保【男性教員】
- 逮捕【警察官】
- 不審者逮捕の連絡【教頭】

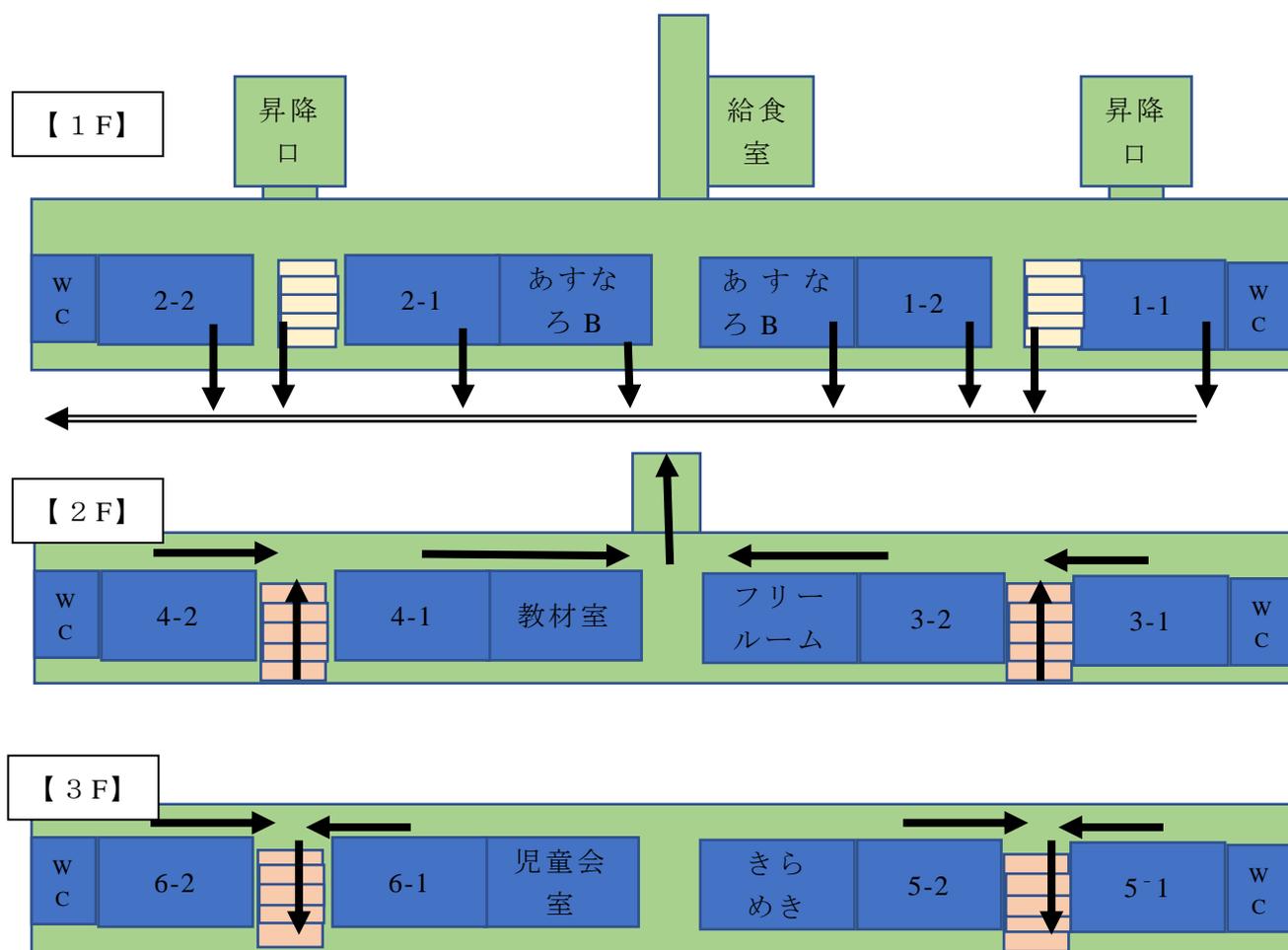
【避難経路】



B 教室に侵入した場合

- 緊急事態発生を校長に知らせる。【隣接学級の教員】
- 不審者に対し、（防犯スプレーなど）で応戦し、児童を屋外へ誘導し運動場さらに市民センターへ避難させる。【1・2年の侵入学級の担任】
- 校長指令および避難指令【養護教諭】同時に、110番通報【事務主任】および駐在所通報【警察】→近隣の施設への連絡（保育園、市民センター等）
- 現場に急行し、不審者対応にあたり応援を待つ。【教頭】
- 児童を屋外へ誘導し、運動場さらに市民センターへと順次必要に応じて避難させる。【女性教員】
- さすまた等による身柄確保【男性教員】
- 逮捕【警察官】 → ○不審者逮捕の連絡【教頭】
- 応急手当 救急車の要請【養護教諭】
- 保護者への連絡【教務主任】
- 教育委員会等、関係機関への連絡【教頭】
- 児童の下校の安全確保【保護者・地域の協力】

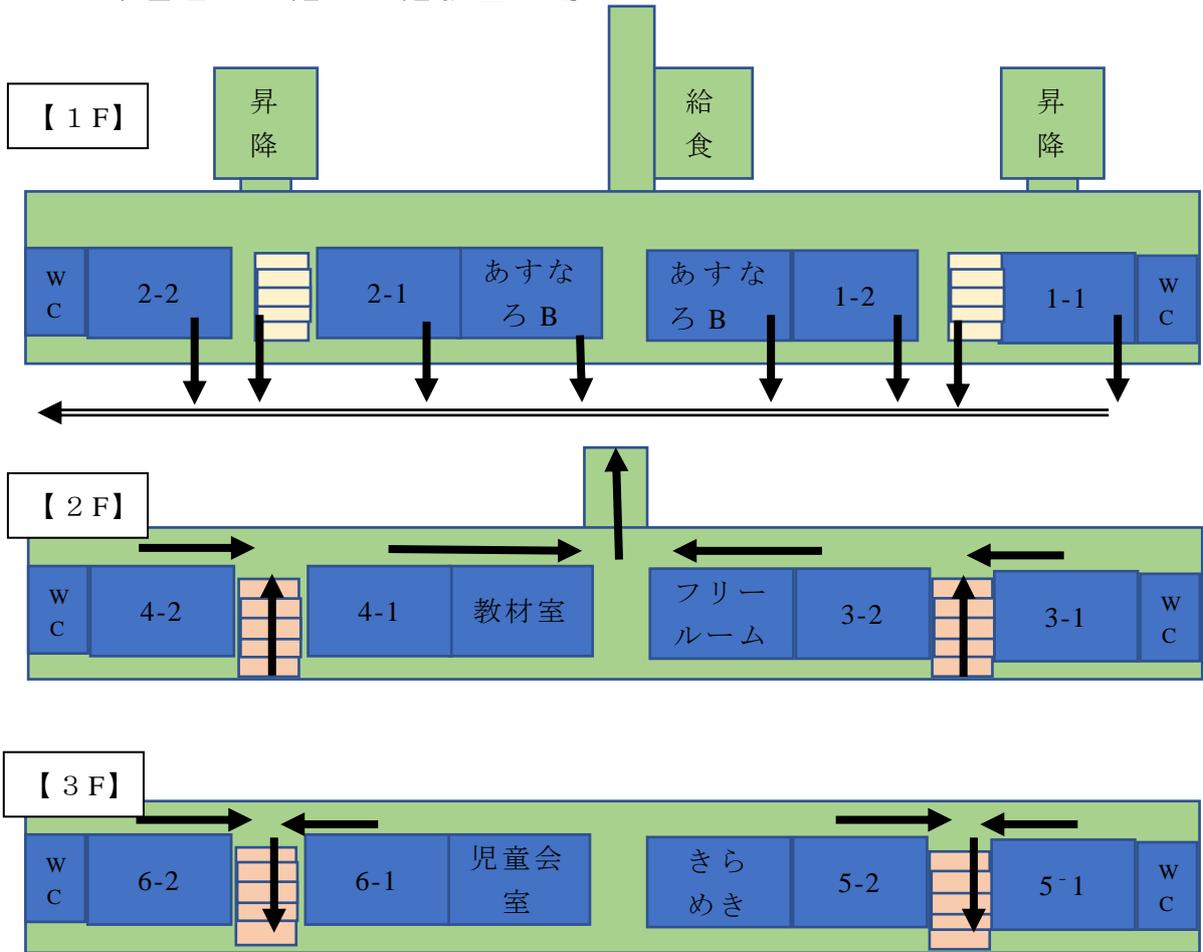
ア 不審者：1・2年生教室の場合



- 1・2年生：教室棟東側（1年）、西側（2年）から運動場へ
- 3・4年生：管理棟1階西側出入口から運動場へ
- 5・6年生：管理棟玄関から運動場へ（保育園側）

※不審者がいる教室を避けて避難する。

イ 不審者：2階・3階教室の場合



- 1・2年生：教室棟東側（1年）、西側（2年）から運動場へ
- 3・4年生：管理棟1階西側出入口から運動場へ
- 5・6年生：管理棟玄関から運動場へ（保育園側）

※不審者がいる教室を避けて避難する。

役割	A-ア	B-ア	B-イ
連絡	事務主任	隣接学級の担任	隣接学級の担任
現場急行	教頭 教務主任：不審者発見	→	→
初期対応	見	教頭 教務主任 1・2年担任	教頭 教務主任 3～6年担任
本部設置	教頭 教務主任：不審者質問・確定	→	→
避難指令		→	→
110番通報	校長	→	→
避難誘導	養護教諭	→	→
不審者確保	事務主任	→	→
避難完了報告	各担任(女性教師)	→	→
状況確認	男性教師	→	→
最終報告	避難班長（6年主任）	→	→
※119通報	任)	→	→
※応急処置	教頭・養護教諭	→	→
※保護者連絡	教頭	→	→
事後指導	養護教諭	→	→
関係機関連絡	養護教諭 事務主任 担任 教務主任 事務主任 各担任 校長（教頭）	→	→

- C 運動場に侵入し、不審な行動をとっている場合
- 昼休み・業間時間に児童が遊んでいる場合には、複数教師が急行し、児童を避難誘導する。
 - 不審者に声かけをし、要件等を聞くとともに退去を求める。
 - 退去しない場合、緊急事態発生を校長に知らせる。【不審者発見の教員】

役割	C
連絡	児童
現場急行	教頭 男性教員：不審者発見
初期対応	教頭 男性教員
報告	教頭
本部設置	校長
避難指令	養護教諭
110番通報	事務主任
避難(教室)	各担任
避難完了報告	避難班長(6年主任)
状況確認	教頭・養護教諭
最終報告	教頭
※119通報	養護教諭
※応急処置	養護教諭 事務主任 担任
※保護者連絡	教務主任
事後指導	各担任
関係機関連絡	校長(教頭)

- 校長指令および避難指令【養護教諭】
- 現場急行【教頭】
- 同時に110番通報【事務主任】
- および駐在所通報【警察】
- 児童を屋内に留め置き、侵入阻止の施錠をする。【女性教員】
- さすまたおよび防犯スプレーによる身柄確保【男性教員】
- 逮捕【警察官】
- 不審者逮捕の連絡【教頭】
- 応急手当 救急車の要請【養護教諭】
- 保護者への連絡【教務主任】
- 教育委員会等、関係機関へ連絡【教頭】
- 児童の下校の安全確保【保護者・地域の協力】

- (2) 事前に警察から不審者情報がある場合
- 校長指令により昇降口・窓を施錠する。
 - 緊急通報システムにより近隣の学校等に連絡する。
 - 児童を教室に止め置き、教師は不測の事態に備え警戒・見回りをする。

III 緊急事態発生への対応2

- (1) 不審者が校外へ退去・逃走した場合
- 不審者が校外へ退去・逃走したことを教師・児童に連絡する。【事務主任】
 - 再度、110番通報し、近隣の小中、保育園に学校緊急通報システムにより緊急連絡し、不審者の逃走方向を知らせる。【教頭 養護教諭】
 - 教育委員会等、関係機関に連絡する。【校長】
 - 保護者に、メールで連絡し、下校時の安全を確保する。【教頭 担任】
- (2) 負傷者がいる場合
- 状況把握をして、校長および養護教諭に報告する。【教頭】
 - ◎ けが人への対応をする。
 - ・ 119番通報 救急車の要請【養護教諭】
 - ・ 応急手当【養護教諭 担任 事務主任】
 - ・ 重傷者への対応：止血、心肺蘇生【養護教諭 担任】
 - 保護者への連絡する。【教務主任 担任】
 - ・ 学年、氏名
 - ・ けがの程度
 - ・ 搬送先の病院
 - 教育委員会等、関係機関へ連絡する。【校長】
 - 児童の下校の安全確保(メール:保護者・地域の協力の要請)【教頭】

IV 事後の対応と措置

○ 事件・事故対策本部を発動し、事後の対応や措置を機能的に行う。

役割	内容
本部【校長 教頭】	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握と指示 ・組織活動の推進 ・教育委員会への報告、支援の要請 ・警察、消防署等関係機関との連携 ・マスコミとの対応
救護班 【養護教諭 担任 事務主任】	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の実態把握 ・学校医、医療機関との連絡、連携 ・経過把握 ・救急車の搬送記録 ・心のケア着手
渉外班【教頭】	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・情報の集約、連絡（保護者、関係機関等） ・記録および報告の準備<時刻を迫ったもの>
情報班 【教務主任 生徒指導】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握 ・問題点の整理
再発防止対策班【教頭】	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の検討 ・危機管理マニュアルの改善 ・施設、設備の充実、改善 ・安全教育の充実 ・保護者、地域、関係機関との連携の検討、改善
教育再開班 【教頭 教務主任 担任】	<ul style="list-style-type: none"> ・学習場所、学習用具の確保 ・指導体制の整備 ・緊急時の安全対策実施 ・実態に即した学習計画の作成（心の動揺、心のケア）

[留意点]

※マスコミとの対応…情報の混乱を避けるため、窓口を一本化【校長・教頭】

※保護者との対応……事件・事故の重大さを勘案し、速やかに保護者説明会の開催や学校便りの広報の発行を行う。【校長 教頭】

※事故にあった子ども・保護者に誠心誠意をもった対応【校長 教頭 担任】

※不審者が、保護・逮捕されたり、校外へ逃走した場合でも、児童の不安、恐怖があるので下校時に教職員が引率し、確実に保護者に引き継ぐ。以後、保護者の引率や巡回の協力を依頼する。【教頭】

＜事後の措置＞

- ⑩事故の続発防止のため、児童の安全管理に万全を期す。【校長 担任】
- ⑪文書等を通じて、各家庭に事故の状況と対策（指導）を知らせ、不安や誤った情報が広まらないように配慮する。【教頭】
- ⑫被害児童の事後の経過について配慮し、適切な措置をとるようにする。
【校長 教頭 担任】

(2) 校外で発生した場合

- ①校外の場合（登下校は管理下になる）も、校内に準じて対処する。
- ②校長、教頭、生徒指導主任、および学級担任は、事故現場の確認、病院または家庭への訪問を行い、被害者および家庭への事後の対処に誠意を尽くす。【校長 教頭 生徒指導主任 担任】
- ③警察等との連携をとり、状況把握に努めるとともに、事後の安全指導、対応等について早急に対策を立てる。

4 報道関係への対応

(1) 対応のポイント

校舎内へのTVカメラ、新聞関係者の立ち入り、また児童の登下校時や、職員へのインタビューを想定し、外部との窓口はすべて校長（教頭）に一本化する。

(2) 対応の留意事項

- ①予測や推測で言動をとらない。
- ②報道対応の校内体制をとった後は、職員が役割分担し協力する。
- ③対応を記録するメモは、重要文書と同等扱いにする。
- ④校長からの指示と校長への報告を確実に行う。

ア 電話の対応【各職員】

- ②相手の氏名所属を必ず確認する。
- ②対応した者は、氏名を名乗り、誰が受けたかを明確にする。

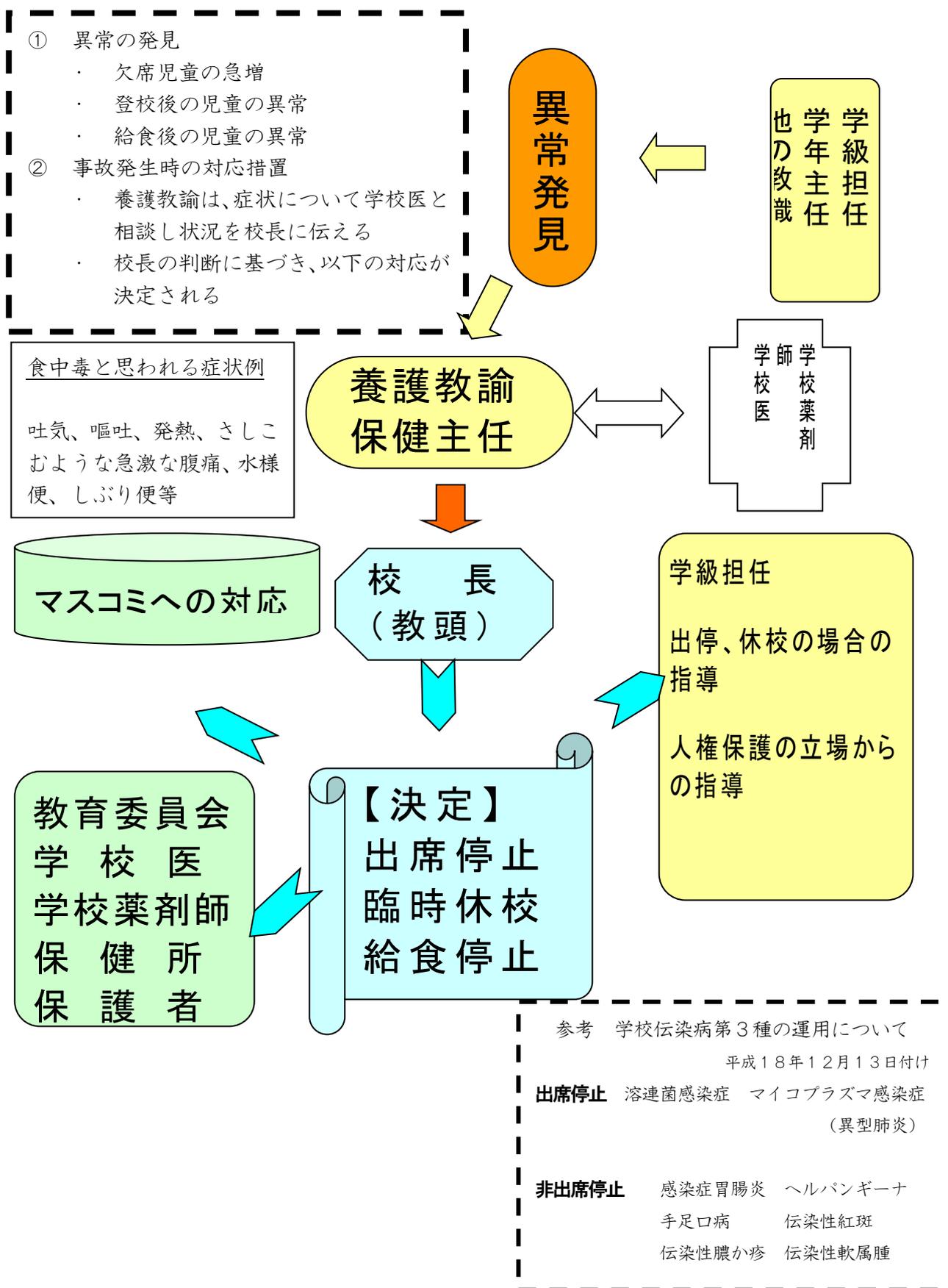
イ 訪問客の対応【事務主任 養護教諭】

- ②対応は校長（教頭）がすることを伝え、校長室に通す。
- ②校舎内での一切の撮影は、厳として断る。

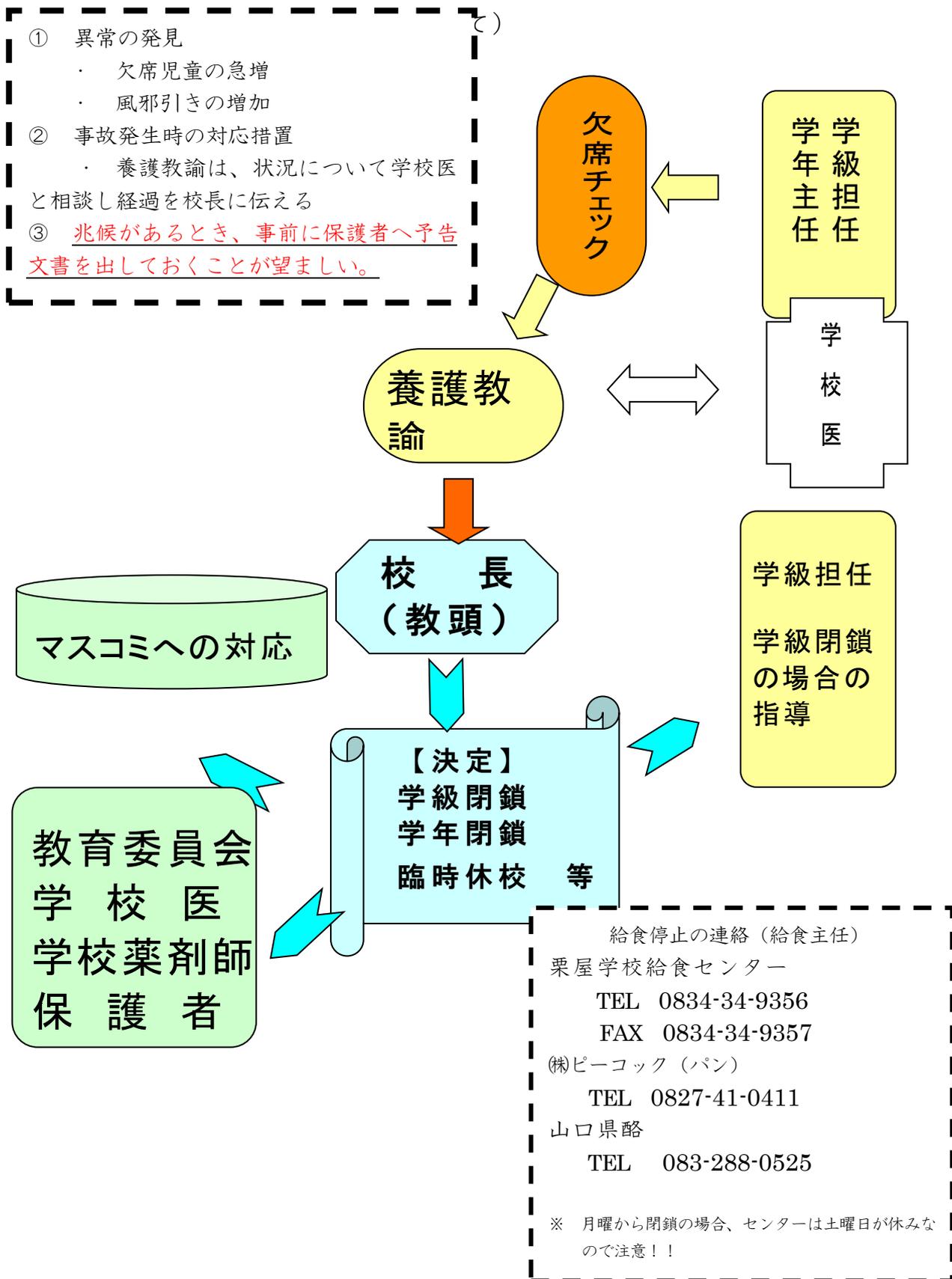
ウ 指示後の対応【各職員】

- ①すべての報道機関に対して、個別の取材を受け付けない。
- ②児童の心のケアを最優先とする。（SCと連携）
- ③児童の学校生活が平常通りに行われるよう配慮、努力する。
- ④生徒指導主任を中心に、安全、安心感に配慮しながら事情説明をする。
- ⑤取材が長引く場合は、会議室を提供し、すべて教頭が対応する。
- ⑥校舎内を勝手に歩かないように厳守させる。

危機管理対応マニュアル（伝染病・食中毒事故を想定して）



危機管理対応マニュアル（インフルエンザ等による学級閉鎖を想定し



危機管理対応マニュアル（成績書類紛失を想定して）

【対応のポイント】

- 1 一人で処理しようとせず、速やかな報告と学校として対応すること
- 2 発見するための対応、関係機関への連絡、発見されない場合の対応

【対応の手順】

上司や関係機関等への報告・連絡

○当該（紛失した）教師が紛失に気づいた時点で管理職に速やかに報告。指示を受けながら、必要があれば紛失した建物の管理者へ連絡し、警察へ紛失届（場合によっては盗難届）を提出

② 事実関係の把握及び教育委員会への報告

○管理職は、事実関係等の状況を把握するため、詳細な事実関係を聞いたり、教職員を現場に派遣したりする。また、第一報を教育委員会へ入れる。

③ 報道機関等への対応

○場合によっては、報道機関等外部への対応も必要となるので、管理職は、そのための校内の体制を確立し、窓口を一本化する。

④ 児童・保護者への対応

○児童のプライバシーに属する内容が第三者へ渡ったことも考えられることから、児童・保護者への謝罪や事情説明等を誠意をもって行う。

⑤ 文書作成に関する事後処理

○管理職は、通知表の再発行等、紛失した書類に関する適切な事後処理を教育委員会と連携を図りながら当該（紛失した）教師に指示する。

⑥ その他

○重要諸帳簿の校外への持ち出しや自宅以外の建物・車中への置き忘れ等による紛失は、当該教師の服務上の問題、管理職の管理責任が問われる問題である。管理職は、適切な処理が行われるよう、教育委員会と連携・連絡を行う。

【未然防止のポイント】

① 諸帳簿の取り扱いに関する規定の整備

○成績処理等にかかわるUSB等の電子媒体の管理のあり方

○校内パソコンの共有化に伴うプライバシーの厳守

② 諸帳簿の取り扱いに対する職員の意識の徹底

○プライバシーにかかわる文書への慎重な扱いを徹底

③ 円滑な学校運営

○管理職は、勤務内に業務の処理がなされるよう、所属職員の指導や学校運営に日頃から努める。

危機管理対応マニュアル(学級崩壊を想定して)

1 学級崩壊の定義

「子どもたちが、教室内で勝手な行動をして、教師の指示に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が、一定期間継続し、学級担任による通常の手法では問題解決できない状態に立ち入っている場合」を学級崩壊という。

2 事実の正確な把握

【チェックリスト】……リストに照らし該当した場合、担任は上司に相談する。

- ① 引き金となる児童はいるか。(個人 or 複数)
- ② 授業中の様態はどうか。(学級がうまく機能しない状況・・・いくつ見られるか)
 - 座ってられない
 - 人の話が聞けない
 - 授業中の立ち歩き、徘徊
 - 何かあるとすぐパニックになる
 - 大声、奇声、鼻歌
 - 授業中の私語、他事
 - 教室からの抜け出し
 - いじめ、からかい
 - 掃除、給食等の役割分担放棄
 - 乱暴、器物破損、暴力
 - 教員への反発、不信感
 - 遅刻
 - 不登校
 - 引き金となる子の行動が一部の児童へ波及
- ③ 学級担任のみでは対処できない状況であると判断できるか。

3 取り組みのポイント

- ① **早期の実態把握と早期対応**
 - ・子どもの気持ちや行動の適切な把握
 - ・小さな問題もていねいに取り上げる
 - ・担任一人を孤立させない。学びと成長の場が機能しなくなっているので、学級経営の失敗が原因ではない。
 - ・状況をまず受け止めることから出発する。
- ② **子どもの実態を踏まえた魅力ある学級づくり**
 - ・変化に柔軟に対応する姿勢を持つ
 - ・存在感や自己実現の喜びが味わえる
- ③ **TT等の協力的な指導体制の確立と校内組織の活用**
 - ・わかる授業、楽しい授業
- ④ **保護者等との緊密な連携と一体的な取り組み**
 - ・保護者、地域との信頼関係、一体となり解決へ。先送りしない。
- ⑤ **教育委員会や関係機関との積極的な連携**

危機管理対応マニュアル（セクシャルハラスメントを想定して）

1 対応の流れ

（1）相談体制の確立

- 原則として2人で対応する。（校長を含め、女性が同席する）
- 人権やプライバシーを尊重し秘密を厳守する。（時間、場所に配慮する）

（2）相談者から事実関係等の聴取

- 被害者、加害者とされる教師の関係を明らかにする。
- セクハラと言動が、いつ、どこで、どのように行われたか明らかにする。
- 相談者は、相手にどのような対応をとったか明らかにする。
- 他の同僚に相談したか明らかにする。

（3）加害者とされる教師からの事情聴取および指導

- 主張する内容に真剣に耳を傾け、ていねいに話を聞く。
- セクハラとは何かを理解させる。
- セクハラと判明すれば、謝罪をさせるなどして、被害者との信頼関係回復を図る。

（4）セクハラと判断できない場合

- 両者の事実関係に不一致があり、事実関係が十分把握できない場合は、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の教職員等の第三者から事実関係を聴取する。

（5）相談者に対する説明

- これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。

（6）教育委員会への報告

- セクハラ相談対応を行った場合は、その状況を教育委員会に報告する。

2 留意事項

- （1）相談・苦情への対応窓口を設置し、相談しやすい職場環境をつくる。
- （2）被害を受けた場合、救済方法を考え、早急に対応する。
- （3）被害者が児童の場合は、心のケアを最優先し保護者の意見を十分に聞く。
- （4）迅速に対応し、慎重に事実関係等を聴取する。
- （5）第三者機関との連携や、信頼関係回復への努力をする。

危機管理対応マニュアル（えせ同和行為等を想定して）

えせ同和行為等とは

- 1 えせ同和行為……「えせ」とは「まぎらわしい」の意味。同和問題を口実に不当な利益や義務のないことを強要する行為を言う。
- 2 暴力的要求行為……暴力団が、寄付金・援助金を目的に不当に要求する行為
- 3 ダイレクト販売……不動産等の自己資金作り等を名目とした電話による一方的な販売行為

【対応の仕方】 ……冷静で毅然とした態度で臨む

1 えせ同和行為、2 暴力的要求行為（1と2は同じ扱い）

【相手が来校の場合】

- ① **一人で対応しない**（二人以上、応対者と記録係を設定）
特に2の場合は相手の人数以上の数で対応する
- ② **記録を正確にとる（事前に断る）**
- ③ 団体名をはっきり確認する
- ④ **あいまいな返事をしない**（「結構です」→「よいです」に受け取られる）
- ⑤ 受容的な環境を作らない（お茶を出す、ストーブに火を入れる等）
- ⑥ **購入希望や受け入れる考えのないことを明確に伝える**
- ⑦ 1の場合は人権教育課へ、2の場合は山口県暴力追放県民会議へ連絡する
○ 周南市教育委員会 人権教育課（0834-22-8620）
○ 山口県暴力追放県民会議（083-923-8930）
○ 山口県警察本部（083-933-0110）

【物品送り付けの場合】

- **送られてきたらすぐに内容証明付きで返送**する。できる限り開封しないこと。

3 ダイレクト販売（電話による） 受けた者が即対応する

【電話の対応の場合】

- ① **見分け方→「苗字しか名乗らない」「校長・教頭等の役職名でしか指名しない」**
- ② 『どのようなご用件でしょうか』→「ご紹介、ご案内を差し上げており・・・」用件を言わざるを得ないので、私的と公的な内容の違いをここで判断する
- ③ **『本校では、職務中は一般企業からの案内受付はいたしません』と断る**

危機管理対応マニュアル（教職員のメンタルヘルスを想定して）

1 緊急対応の手順

（1）状況把握と問題発見

面接により、心身の状態や学級の状況、保護者との関係、家庭の状況等を把握する。人権やプライバシーに配慮し、他の教職員から情報を収集。

（2）医療機関への受診の指示

長引く身体的状況（頭痛、不眠、下痢）がある場合、専門の医療機関を指示する。指示に応じない場合は、粘り強く説得する。

（3）主治医や家庭との連携

本人の同意を得て、主治医と連絡を取り、治療方針等の確認をする。家庭と情報交換し、それぞれの役割を確認する。

（4）教職員の理解と協力体制

本人の人権やプライバシーに配慮し、本人に対する支援体制、学級経営や教科指導に関わる指導体制をつくる。

（5）児童・保護者への対応

当該教師は、他の教職員の協力を得て、学級機能の回復を図る。適切な機会を設け、学級の状況、今後の指導方針、対応方法等について保護者の協力を得る。

（6）教育委員会への報告

本人の様子や保護者への対応について、適時報告する。市教委と相談しながら、学校体制を整える。

（7）支援の継続（休職した場合）

管理職は、定期的に電話や家庭訪問し、病状を把握するとともに、回復を支援する。

2 未然防止のポイント

（1）早期発見、早期対応（状況把握と助言）

（2）相談体制の確立と相談機関の活用（雰囲気や悩みを共有する体制作り）

（3）教職員の意識啓発と研修（メンタルヘルスの理解とストレス解消法の獲得）

危機管理対応マニュアル（火災発生を想定して）

1 目的

校舎から火災が発生した場合、教職員の誘導のもとに、児童が「安全」に、かつ「静粛」・「迅速」に避難できる。

2 平素の指導内容

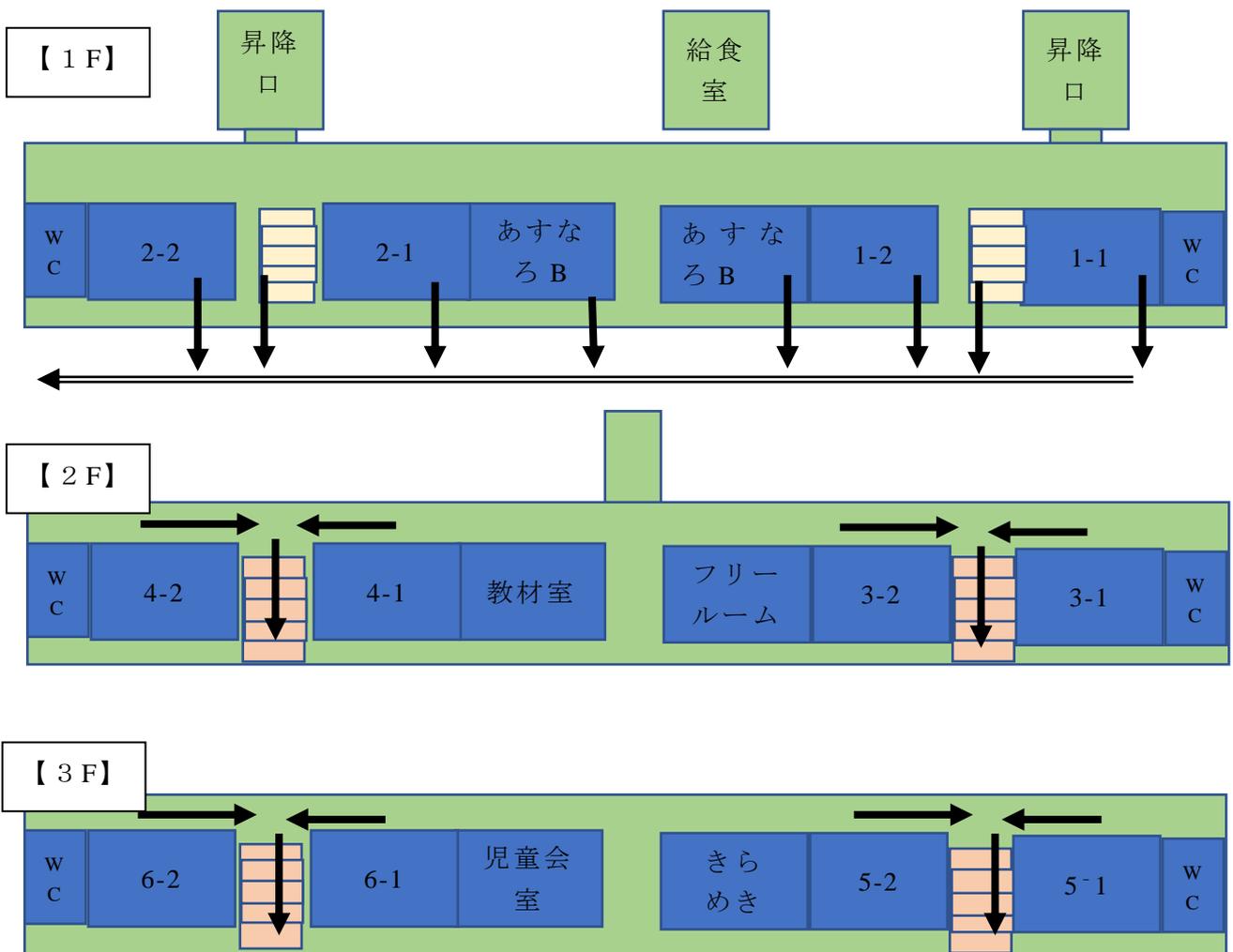
- ① 避難経路について指導し、周知徹底を図る。
- ② 放送があったら黙って聞き、放送が終わるまで行動しない。
- ③ 窓を閉める。（鍵はかけない。）カーテンは束ねる。
- ④ 通常避難では、赤白帽をかぶり、何も持たず、校舎内では、口にハンカチをあてる。
- ⑤ 上靴のまま、外に出る。（はだしの児童は運動靴を履く。）
- ⑥ 避難場所は運動場の南側（山側を向いて）へ、校舎を出るまでは走らず、運動場に出たら走る。
- ⑦ 途中で、トイレに行ったり、忘れ物を取りに行ったりしない。
- ⑧ 避難隊形は各クラス2列（出席番号順）
- ⑩ 行動は黙って迅速に、絶対に人を押さない。（最初から最後まで無言）

3 火災発生時の対応

教頭・教務・ 事務主任	火災受信機で出火場所を確認し、火災状況を把握する。
教頭	校長へ状況を報告する。
校長	火災対策本部設置。火災通報→事務主任 避難指令→教頭 初期 消火→教務・教頭を指示する。
事務主任	避難通報（消防本部司令室 Tel 119へ） 【例】「火災発生。周南市立榑浜小学校給湯室のガスコンロ付近より出火。消防自動車の出動を要請します。」（2回繰り返す）
教頭	避難指令 【例】「火災発生、児童の皆さんは席について放送を聞いてください。管理棟1階給湯室から火がでました。北西の風で教室棟に延焼のおそれがあります。児童の皆さんは先生の話をよく聞いて、ただちに運動場南側に避難してください。」
担任	担任の話（要領よく簡潔に） 整列させ、消灯・戸締まりの確認をして運動場に誘導。 専科授業の場合は、専科教師が誘導にあたる。担任は名簿を携行。

	児童は、赤白帽着用、ハンカチで口鼻を押さえ、身を低くして避難。 ※初期消火・・・教頭・教務主任 ※児童を避難させたら、現場で消火・・・男性教師
担任	避難場所に整列させ、健康観察表をもとに、児童の掌握と人数の確認をし、教頭に届ける。
教頭	教頭は校長に報告。避難完了

【避難経路】



危機管理対応マニュアル（地震・津波発生を想定して）

1 目的

- (1) 津波の恐れのある地震発生時直後の避難が安全かつ迅速にできるよう、避難の基本的な行動の仕方を身に付けさせる。
- (2) 震災の発生に際して、緊急放送を終わりまでよく聞かせ、教師の指示に従って、無言、敏速、安全に、避難できるようにする。
- (3) 震災の恐ろしさを理解させ、児童、教職員の防災意識を高める。

2 平素の指導内容

【児童に対する指導事項】

- (1) 地震に関する知識及び地震や津波発生の際の対処の仕方
- (2) 地震及び津波発生時の行動の仕方
 - 緊急放送を最後までよく聞くこと。
 - 避難経路を指示する。
 - 無言で敏速に行動すること
 - 安全に避難することが第一であり、落ち着いて行動すること。

【職員のとるべき措置等】

- (1) 自衛消防組織の任務の確認
 - 総指揮 ○通報連絡係 ○児童係 ○救護係
- (2) 児童の避難経路の確認

3 地震発生時の対応

児童の行動	教師の指導
<p>1 地震発生</p> <p>○教師の指示により、机の下に入って身の安全を確保する。</p> <p>2 緊急避難命令を聞く。 (地震終了から1分後)</p>	<p>1 地震の発生を児童に告げ、地震の際の対処の仕方を指示する。【担任】 机の下に潜り、机の脚を持ちなさい</p> <p>2 地震が治まった直後の緊急放送を終わりまでしずかに聞かせる。</p>
<p>緊急放送 地震発生。ただ今、強い地震があり、余震のおそれがあります。児童の皆さんはそのままの姿勢で静かに先生の話聞いてください。これで、緊急連絡を終わります。【教頭】</p>	
	<p>○児童の安否確認</p> <p>○火気のないことを確認し教室出入口や窓を開けておく。</p> <p>○避難経路の安全確認</p>

緊急避難命令 津波発生。地震は治まりましたが、ただ今の強い地震で津波の恐れがあります。児童の皆さんは、先生の指示に従って、運動場に避難してください。そこで、次の指示をします。

先生の誘導に従って、栗南公園から道貫田山の高台に避難してください。これで、緊急連絡を終わります。【教頭】

3 廊下右側または教室に2列で整列

4 赤白帽子（白）をかぶり、各組2列で教師を先頭に避難

- 決して前の人を押さない。
- 廊下、階段では安全に留意し走らない。（足下のガラス等に注意）
- 黙って避難する。
- 上履きのままで避難する。

5 運動場に整列し、座る。

- 各学年とも、右側が1組。
- 人数確認がすんだら、その場に座って待つ。

6 道貫田山に避難する。

- 上学年の児童が下学年の児童を世話しながら、道貫田山に避難する。

3 避難を指示する。

4 教師が先頭に立ち避難する。常に最後尾の児童を確認しながら避難。

- 避難の途中で他学年に出会った場合には、下学年を優先する。
- 保健室にいる児童は養護教諭が誘導する。【養護教諭】

5 運動場に整列させ、人数を確認。

- 人数確認後、報告。
担任→学年主任→教頭

6 道貫田山への避難を指示【教頭】

- 1・6年 2・5年 3・4年のペア集団になるように、児童をまとめ、道貫田山に誘導する。
- 人数確認後、報告。
担任→学年主任→教頭→校長

4 その他

- 避難するときは、出席簿を持って出ること。【担任】
- 歩行困難な児童については担任が補助し、同学年が協力。【生活指導員】
- 避難後の校舎内の見回り【教務主任】

5 備考

(1) 担任による指示

① 児童を落ち着かせる

「だいじょうぶです。落ち着きなさい。勝手に外に出てはいけません。」

② 頭部・身体の保護（落下物・倒壊物等から身を守る）

「机の下にもぐりなさい。手で机の脚を持って、なるべく体を小さくしなさい。机の下にもぐれない者は、上着、座布団、ノートなどで頭を守りなさい。」＜1分間＞

(2) 担任による諸注意（緊急避難命令を静かに聞かせた後）

① 避難の服装

今回は、赤白帽着用で避難させる。

※「上着を頭からかぶり、自分の頭を守りなさい。」

② 避難中の注意点

「建物はすぐには倒れません。落ち着いて避難します。」

「蛍光灯の下を歩きません。」「校舎の窓や壁に近づきません。」

※照明器具、ガラスの落下、建物の倒壊による壁の落下等から身を守る。

「運動場の中央に集合し、体を低くして座ります。」

※亀裂や液状化現象が起きていない場所で、余震で転倒しないため。

『お・は・し・も・の約束』を守り、頭部を守りながら、上履きのまま速やかに出る。 <学用品は持ち出さない>

※お 押さない は 走らない し しゃべらない も もどらない

※列を崩さない。寄り道をしない <トイレに行かない>

(3) 運動場に出たら、駆け足で運動場の中央に集まり、整列し座って待つ。

(4) 道貫田山の避難指示を聞き、迅速に高台へ避難する。

「これから、道貫田山の高台に避難します。上学年は下学年の世話をしながら避難します。」

◎ 指導の参考資料 こんな時、どうする？

<学校編>

- ① Q：調理実習中に地震に遭ったとき
A：ガスの火を消し、元栓を閉める。
- ② Q：図書室で地震に遭ったとき
A：書庫から離れ、下敷きにならないところへ移る。机の下にもぐる。
- ③ Q：特別教室で机の下にもぐれないとき
A：教科書やノートなどで頭部を守る。
- ④ Q：体育館で地震に遭ったとき
A：照明器具等の落下に気をつけ、速やかに避難する。（赤白帽は有効）
- ⑤ Q：運動場で地震に遭ったとき
A：運動場の中央部で身を低くし、座る。校舎に近づいたり、内部に入ったたりしない。
- ⑥ Q：公文書の搬出はするのか？
A：地震が収まって、必要に応じて行う。出火しなければ、焼失しない。まずは、身の安全が第一。

<学校外>

- ⑦ Q：ビルの谷間で地震に遭ったとき
A：ガラスの破片や看板等の落下物によって負傷するので、落下物をよけながら建物に入る。（免震構造で倒壊する危険性が少ない）
- ⑧ Q：地下街で地震に遭ったとき
A：出口に急がない。人が殺到し、パニック状態によって転倒後踏みつぶされ、圧死する可能性がある。
(トイレは狭いので、構造上比較的に安全と言われる)
- ⑩ Q：海岸や海岸近くで地震に遭ったとき
A：津波の発生や液状化現象により危険なので、速やかに避難する。地盤の確かな高台が安全。

危機管理対応マニュアル（新たな危機事象を想定して）

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国同時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

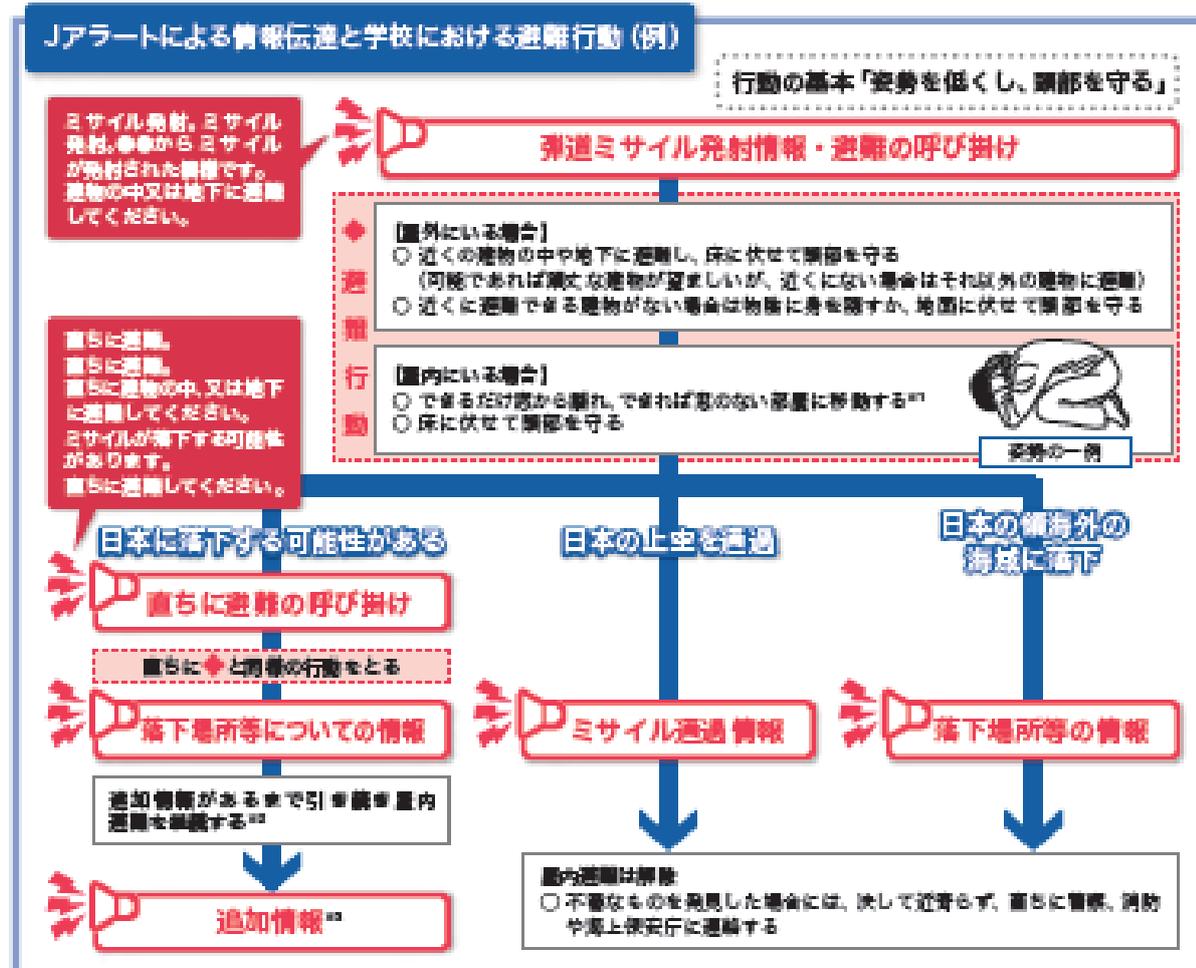
1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急通報メールが配信されます。

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

（1）Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の届点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の情報を十分に踏まえ、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれによって厚着をして行動します。もし、近くにミサイルが落下した場合は、避難の動機に応じて被爆の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
 - 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、可燃性の高い屋内の部屋または屋上に避難する。
 - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、自閉りをして室内を避難する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引当線が屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、逃げる物がない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携帯することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急通報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する。周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることと考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平常から指導しておくことが大切です。



児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安全確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。



弾道ミサイル 落下時の行動

国民保護
ポータルサイト



ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国は「Jアラート」を活用して防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージを送すほか、緊急通報メール等による情報提供を行います。

Jアラート



【例】直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

もしメッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中や地下に 避難する。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、 地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、 窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

政府の最新情報は
こちらもチェック



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

危機管理対応マニュアル（風水害・土砂災害発生を想定して）

1 目 的

- (1) 風水害・土砂災害の発生に際して、的確な判断の下、緊急事態に応じて、関係機関への連絡、初期対応等、児童の安全を確保し、学校施設を保全するための行動をとることができる。
- (2) 風水害・土砂災害の発生を予測し、緊急事態を回避するための敏速、安全な行動ができる。
- (3) 風水害・土砂災害の恐ろしさを知り、児童・教職員の防災意識を高める。

2 平素の指導内容

【児童に対する指導事項】

- (1) 風水害・土砂災害に関する知識及び風水害・土砂災害の際の対処の仕方（防火防災計画の資料）
- (2) 風水害・土砂災害発生時の行動の仕方
 - テレビ、ラジオ、地域コミュニティーの緊急放送をよく聞く。
 - 避難経路、避難場所、迂回路を事前に確認する。
 - 貴重品、食料、水等の非常時持ち出し品を整備しておく。
 - 安全に回避することが第一であり、落ち着いて行動する。
 - 水難事故防止のため側溝、河川に近づかない。また、土砂崩れ等危険な場所に近づかない。
 - 強風による事故防止のため、外出は避ける。

【職員のとるべき措置等】

- (1) 関係機関との連携の確認
- (2) 非常事態発生時の任務の確認
 - 総指揮（校長）
 - 緊急連絡＜メール配信＞（教頭）
 - 児童安全管理
 - 施設安全管理

3 風水害・土砂災害発生時の対応

【台風の接近および直撃が予想される場合】

- (1) 関係機関の判断・指示により、臨時休校の措置をとる。
- (2) 市役所の対策本部と連携し、管理職は夜間、学校に待機し、施設の保全

に努める。

(3) 教職員は、勤務時間内に学校に待機し、施設の保全に努める。

(4) 被害状況等、関係機関に報告する。

【大雨洪水警報が出された場合】

(1) 学校に対策本部を設置し、校長の指揮の下、対応に当たる。

(2) 臨時休校、登校時間の変更等の判断を受け、教頭はメール配信で緊急連絡を行う。

(3) 登校時の児童の安全確保のため、教員は側溝・河川等の危険箇所立つ。防潮扉の開閉の確認を合わせて行う。

○塩田橋 ○堀川橋 ○道貫田橋

(4) 下校時の児童の安全確保のため、教員は集団下校の誘導をする。

(5) 下校時間の変更が生じた場合、教頭はメール配信で緊急連絡を行う。

(6) 校内を巡視し、被害の有無を関係機関に報告する。

【土砂災害が起きたとき】

(1) 土砂災害の現場をいち早く確認し、対策本部設置とともに、対応策を検討する。

(2) メール配信および文書で、登下校の経路、安全指導について保護者に知らせる。

(3) 学級指導で、児童に登下校の仕方や危険回避について指導をする。

(4) 関係機関と連絡を取り合い、長期にわたる対応について確認する。

危機管理対応マニュアル（児童に対する体罰を想定して）

【対応のポイント】

- 1 児童の負傷への措置と継続的な心のケア
- 2 体罰が行われた様態・程度・経過・原因等の事実確認
- 3 保護者への誠意ある対応と信頼回復

【対応の手順】

① 応急措置（児童が負傷した場合）

- 担任は、負傷した児童を保健室へ運び、応急措置を行うとともに、校長に報告する。

② 校内救急体制に基づく通報

- 関係職員に対応の指示をする。
- 児童を適切な方法で病院に搬送する。（医師の診断・治療経過）
- 保護者への連絡（第一報）（誠意をもって正確に）

③ 事実確認

- 体罰を加えた教職員から、日時・場所・体罰の状況（様態・程度・経過・原因）等 事実を詳細に聞き取る。

④ 教育委員会への報告

- 教育委員会に報告し、今後の対応について協議する。（警察への連絡を考慮する）

⑤ 外部への対応

- 「報道関係対応マニュアル」参照

⑥ 保護者への対応

- 校長（教頭）と共に被害児童・保護者に誠意を持って謝罪する。
- PTA で役員会を開き、経過と措置を明確の回復にし、再発防止の取り組みへの理解を求めらる。

⑦ 児童への対応

- 負傷した児童の完治と児童との信頼関係の回復
- 他の児童に概況を正確に伝え、動揺を与えない

【未然防止のポイント】

- ① 研修により、人権意識を高め、体罰によらない指導方法の確立を図る。
- ② 救急体制や保護者への連絡等、緊急対応の整備をする。

【体罰の例】

- なぐる、ける ○用便に行かせない ○食事をさせない
- 教室に入れない ○授業中、室外に出す ○教室内に長い間立たせる
- 自白・供述の強要 ○不当な差別待遇

※ 以下の場合には体罰になる

- 身体に対する侵害を内容とする懲戒
- 肉体的な苦痛を与える懲戒
- 人権意識の向上により、体罰の範囲も広く解釈されつつある

対応のポイント

- 1 児童の負傷への措置と継続的な心のケア
- 2 体罰が行われた様態・程度・経過・原因等の事実確認
- 3 保護者への誠意ある対応と信頼回復

危機管理対応マニュアル（事業継続計画 BCP）

～児童の学びを止めない～

新型コロナウイルス感染拡大時や災害発生時に、国や県、市からの指示に従い、本校が休校や学級閉鎖などによって教育活動が止まらないように、あらかじめ準備をしておく。

(1) 行動基準

★新型コロナウイルス感染拡大時

レベル 1…十分な感染対策を行った上で、実施

正しいマスクの着用、20秒手洗い、3密回避、手指消毒、黙食、消毒など

レベル 2…感染リスクの高い活動を停止（調理実習、合唱、合奏、リコーダーなど）

1mを目安に学級内の間隔を取る（机の配置、活動の距離など）

マスクを外したくなるような激しい運動や遊びを中止

レベル 3…個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間の活動に限定

複数学年にまたがる活動の休止など

★気象警報発令時、災害発生時

ア 気象警報発令時…自宅待機、学校待機後引き渡し下校

※大雨特別警報・特別警報・土砂災害警戒情報・暴風警報・大雪警報・台風・洪水など

イ 注意報発令時…自宅待機または学校待機、引き渡し下校

※雷注意報、竜巻注意情報、熱中症警戒情報など

(2) 学級閉鎖、学校閉鎖等…オンラインとプリントのハイブリッド型の学び、心のケア

★オンラインによる授業の提供、健康観察、カウンセリング、雑談など

★オンデマンド動画及びそのリンクの配信

★ミライシード……………オンライン授業時に活用、宿題や課題の提供、提出など

★学習プリント……………配付、提出時の接触回避など（オンラインで配布）

★授業のオンライン中継

感染が不安、念のため自宅待機、通学路が遮断されるなど安全に登下校できないため自宅待機をする児童へ、希望者には、学校の授業を中継

(3) 閉鎖が長期間にわたる場合、学びと心のケア

★オンライン授業やプリントに併せて、児童に関する教育相談を受付

○児童や保護者との電話連絡 ○オンライン面談 ○教育相談

※相談内容…入試等進学に関わる相談・自宅での学習についての相談 など

(4) 担任が感染、濃厚接触者等または、自然災害等により通勤経路が遮断されて出勤できない等の事情により、出勤できない場合

★他の職員により、授業を実施

★出勤困難だが健康に問題がない場合、自宅からのオンライン授業を提供

(5) 教職員の健康管理

○早寝、早起き、朝ご飯（十分な睡眠と休養と規則正しい食事）

○基礎疾患がある教職員は、かかりつけ医との連携

○健康に不安があるときは、かかりつけ医に相談の上、休む

○検査対象者（接触者、濃厚接触者）になった場合は一報

○同居の家族の健康管理

○感染リスクの高い行動を避ける

○長時間勤務の削減 早めの帰宅で健康管理

熱中症対策マニュアル（改訂版）

1. 熱中症について

（1）熱中症とは

- 高温環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。（熱失神・熱けいれん・熱疲労・熱射病）

（2）熱中症の起こりやすい気象条件

- 梅雨の最中の蒸し暑い日
- 初夏、突然暑くなった日（前日と比べ気温、湿度の大幅な上昇）
- 梅雨が明けたばかりの暑い日
- 猛暑日・熱帯夜が続いている
- 夏の風が弱い日
- 湿度が 70 % 以上の日
- 台風の通り過ぎた後の日

（3）熱中症の起こりやすい活動日

- 長期の休み明け（テスト休み・お盆等）
- 病み上がり

2. 熱中症を防ぐためには

（1）児童生徒が気をつけること

* 予防の基本は「早寝・早起き・朝ごはん」を実行し、生活習慣を整えること。

①こまめに水分補給（小学生は 1 回に 100ml 程度を飲むとよい）

- 汗からは水分と同時に塩分も失われる。

スポーツドリンク等を利用して、0.1～ 0.2 % 程度の塩分も補給をする。

（ナトリウムが 40 ～ 80mg(100ml 中) 入っていれば、0.1 ～ 0.2 % の食塩水に相当する）

- 人間は軽い脱水症状のときには喉の渇きを感じない。喉が渴いていなくても暑いところに出る前には水分補給をする。

②体調に注意

- 軽いケガや故障を持ったまま活動をする、健康な状態に比べて体に多くストレスがかかり、熱中症を引き起こしやすくなる。
- 疲労・睡眠不足・発熱・かぜによる体調不良・下痢等も注意が必要である。
- 体力の低い人・肥満の人・暑さに慣れてない人・熱中症になったことがある人も注意が必要である。

③服装に注意

- 暑いときには軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにする。
- 直射日光があたる場合には帽子を着用する。
- 防具を着けるスポーツや長ズボンを着用するスポーツでは、休憩中に衣服をゆるめ、できるだけ熱を逃がす。
（柔道・剣道・野球・ソフトボール等）

④気象状況への関心

- 活動前に気温・湿度・暑さ指数（WBGT）に関心を持ち、その日の体調から暑さへの対応について考慮してから活動に取り組む。

(2) 教職員が気をつけること

*活動前に確認しておくこと

①適切な水分補給と休憩場所の確保

- 「喉のかわき」に応じて自由な飲水ができるようにする。また、強制飲水の時間も設ける。(水分補給は、発汗量に相当する量を補えばよいが、気象条件や運動強度によっても大きく異なり、個人差もあることを知っておく。)
- 休憩は最低 30 分に 1 回・水分補給は 15 ～ 30 分間に 1 回を基本として、時間を適切に設け、確実に給水ができるようにする。
- 特に夏場の暑い中での部活動等はスポーツドリンクを入れた水筒等を活動場所の近くに置き、教職員による飲水の確認がしやすい状況をつくる。
- 活動場所の近くに日陰となる場所を確保し、休憩時や体調不良を訴えた児童生徒がすぐに休めるようにする。(テントの設置等)
- 児童生徒が体調不良を訴えた際に、すぐに体を冷やせる部屋を確保しておく。
- 養護教諭等は応急処置用の熱中症対策セット(* P5:うちわ、冷却剤、体温計、経口補水液、スポーツドリンク、紙コップ、タオル、袋、霧吹き等を 1 つにまとめておく)を準備するとともに、設置場所を教職員に周知する。